

鹿町町次世代育成支援 特定事業主行動計画

平成 17 年 4 月

鹿 町 町 議 会
鹿 町 町 教 育 委 員 会
鹿 町 町 農 業 委 員 会

総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置する。

次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。

仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。

本計画の実施状況については、年度ごとに行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等を図る。

具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。

出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。

妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

(2) 子どもの出生時における父親の休暇取得の推進

子育ての始まりの時期に家族の時間を大切にし、子どもを持つことに対する喜びを実感するとともに、出産時の配偶者を支援するために、子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得(5日間程度)ができるよう職場環境の整備に努める。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

育児休業等に関する制度の周知を図り、女性職員とあわせ男性職員の休暇の取得促進に向けて、その手続きや経済的な支援等について情報提供を行う。

妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい職場環境の整備

大規模自治体等の先進的な事例を紹介する等、特に小さい子ども(3歳未満)を養育する職員については、通常業務及び自分の生活環境に配慮しながら、育児休業を取得できるような職場環境の整備を行う。

男性・女性すべての職員に対し、行動計画の策定に至った経緯及び育児休業等の制度内容についての啓発を行い、職場全体の意識改革に努める。

育児休業中の職員に対して、休業期間中の職場の状況に関する情報提供を行う。

各課担当職員の業務分担等によって、育児休業を取得した職員の業務を遂行することが困難な場合は、臨時職員等の代替要員の確保を図る。

育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援に努める。

* 上記のような取り組みを通じて育児休業等の取得率を社会全体の目標数値と同様の、

男性	10%	
女性	80%	とする。

(4) 超過勤務の縮減

超過勤務は、本来、公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取り組みを進めるために次に掲げる事項の実施に努める。

定時退庁日を設定し、庁内放送及び電子メール等による注意喚起を図る等、その実施・徹底に努める。

各課ごとの超過勤務状況及び超勤の多い職員の状況等を管理職が把握し、職場内全域で超勤がなるべく生じないよう業務の分担等に配慮する。

各職員の1年間の超過勤務時間数について人事院指数等に定めのある上限の目安である年間360時間内の達成に努める。

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次休暇の取得の促進

職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、その確実な実行を図る。

各課の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。

安心して職員が年次休暇を取得できるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。

イ 連続休暇等の取得の促進

子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。

国民の祝日や夏季休暇とあわせた年次休暇の取得促進を図る。

職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。

ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

2 その他の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 子育てバリアフリー

子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取り組みを推進する。

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

子どもが参加する学習会等の行事において、職員が専門分野を活かした指導を実施する。

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。